

## 役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明和町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び、第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員選任・解任委員及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 本会会長については、報酬を支給する。
- (2) 第2条に定める役員等（本会会長を除く）が、その職務のため理事会及び、評議員会等に出席したときは、別表1に定める額の報酬を支給する。ただし、交通費の実費が報酬額を超える場合には、本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1に定める額の報酬の支給は行わない。

(会長報酬の算定方法)

第4条 本会会長に対する報酬は、別表2に定める額とする。

- 2 本会会長がその職務のため出張したときは、別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(会長報酬等の支給方法)

第5条 本会会長に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員給与規程に準じた日とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬額

半日額2,000円(源泉所得税別)

別表2 会長報酬

月額50,000円(源泉所得税含む)